

令和2年第6回臨時会

鋸南町議会会議録

令和2年11月30日 開会

令和2年11月30日 閉会

鋸南町議会

令和 2 年第 6 回 鋸南町議会臨時会議案一覧表

- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 2 号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 3 号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 4 号 | 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 5 号 | 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 6 号 | 財産の取得について（テレワーク関連機器一式） |

令和2年第6回鋸南町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
第1号(11月30日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
提案理由の説明	6
議案第1号から議案第5号の一括上程、一括説明	7
議案第1号の質疑、討論、採決	9
議案第2号の質疑、討論、採決	9
議案第3号の質疑、討論、採決	10
議案第4号の質疑、討論、採決	11
議案第5号の質疑、討論、採決	12
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
閉会の宣言	13

鋸南町告示第98号

令和2年第6回鋸南町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年11月26日

鋸南町長 白石 治 和

記

1. 期 日 令和2年11月30日（月） 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場
3. 付議事件
 - (1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 財産の取得について（テレワーク関連機器一式）

令和2年第6回鋸南町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和2年11月30日（月） 午前10時開会

- | | | |
|------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 議案第1号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第4号 | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第5号 | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第6号 | 財産の取得について（テレワーク関連機器一式） |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 笹生あすか | 議員 | 2番 | 早川正也 | 議員 |
| 3番 | 竹田和明 | 議員 | 4番 | 大塚昇 | 議員 |
| 5番 | 青木悦子 | 議員 | 6番 | 笹生久男 | 議員 |
| 7番 | 渡邊信廣 | 議員 | 8番 | 小藤田一幸 | 議員 |
| 9番 | 鈴木辰也 | 議員 | 11番 | 笹生正己 | 議員 |
| 12番 | 平島孝一郎 | 議員 | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石	治和	副町長	内田	正司
教育	長	富永	安男	総務企画課長	平野	幸男
税務住民課長	加藤	芳博	保健福祉課長	杉田	和信	
地域振興課長	飯田	浩	教育課長	福原	規生	
建設水道課長	平嶋	隆	会計管理者	寺本	幸弘	
総務管理室長	安田	隆博	監査委員	柴本	健二	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹生 矩義

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

[開会のベルが鳴る]

◎開会の宣言

○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和2年第6回鋸南町議会臨時会を開会致します。

なお、マスクの方ですけれども登壇して説明をなさる方はマスクを外していただいて結構です。
なお、終わりましたらマイクをここに除菌シートがありますので、ふいて終わるようにお願い致します。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

配布漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木悦子）

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

今臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、早川正也議員。11番、笹生正己議員の両名を指名致します。

◎会期の決定

○議長（青木悦子）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る11月24日、午前11時より議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。

[議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇]

○議会運営委員会委員長（笹生正己）

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る11月24日、午前11時から議会運営委員会を開き、令和2年第6回鋸南町議会臨時会の会期および日程等について、審査致しましたので、ご報告致します。

今臨時会の会期は、本日1日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。議案については、町長提出議案6件でございます。このあと諸般の報告において、町長から今臨時会に提出された議案に対する提案理由の説明を求めたのち、議案第1号から議案第6号を上程し、説明、質疑、討論ののち採決をお願いしたいと思います。

以上、非常に簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（青木悦子）

ただ今の議会運営委員長からの報告であります。今臨時会の会期は本日1日とし、議案第1号から議案第6号を上程し、説明、質疑、討論ののち採決を行うとのこととあります。

お諮り致します。ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（青木悦子）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今臨時会に説明要員として、出席通知のありました者の職、氏名は別紙報告書により報告をしたとおりです。

本臨時会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

◎提案理由の説明

○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに令和2年第6回鋸南町議会臨時会をお願いを致しましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜り、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本臨時会に、町長としてご提案申し上げます議案は、条例の一部改正が5件、財産の取得が1件、合わせて6議案でございます。議案の概要を申し上げます。

議案の第1号から第5号までは、千葉県人事委員会が本年10月に勧告をした期末手当の改定に基づき、条例の改正をお願いをするものであります。人事委員会勧告の内容は、期末手当の年間支給割合を0.05月引き下げるもので、令和2年度では12月支給分において0.05月分を引き下げ、令和3年度以降は、6月、12月支給分からそれぞれ0.025月を引き下げるものでございます。

議案の第1号は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議員の期末手当について、人事委員会の勧告に準じ、年間の支給割合を現行の2.6月から2.55月に改正をしようとするものでございます。期末手当等の引き下げ時の前例に倣いまして、町長提案とさせていただきます。

議案の第2号は、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。冒頭申し上げましたとおり、千葉県人事委員会の勧告に基づきまして、期末手当の支給割合を引き下げる改正でございます。

議案の第3号は、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町特別職の期末手当の支給割合を、一般職と同様に年間で0.05月引き下げる改正でございます。

議案の第4号は、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案の第5号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本年度から施行した会計年度任用職員の期末手当は、第1号会計年度任用職員にあつては、一般職に準じ、条例で支給割合を規定をし、第2号会計年度任用職員にあつては、一般職の規定の例によることとしていることから、それぞれ期末手当の支給割合を0.05月引き下げる改正であります。なお本条例の施行は、令和3年4月1日からとするものでございます。

議案の第6号、財産の取得についてでございます。テレワーク関連機器一式について、去る11月5日に指名競争入札によりまして、入札を執行した結果をもって、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。詳細につきましては、担当課長から説明を致させていただきますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

○議長（青木悦子）

以上で、諸般の報告を終了致します。

◎議案第1号から議案第5号の一括上程、一括説明

○議長（青木悦子）

議事に入ります。

日程第4、議案第1号から日程第8、議案第5号までは、関連する議案でございますので、一括議題とし、一括して説明を受けた後、議案ごとに質疑、討論、採決を致したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

議案第1号から議案第5号までを一括議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

一括上程をいただきました議案第1号から議案第5号についてご説明致します。

本改正の主旨は、本年10月14日に千葉県人事委員会から勧告がなされた期末手当の年間支給割合を100分の5、月数に改めますと0.05月引き下げるものであります。

それでは、改正の基本となります一般職からご説明を致しますので、議案第2号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表をお願い致します。

本改正条例は、施行日が異なることから2条構成となっております。まず第1条改正は、本年12月に支給する期末手当の支給割合を改正しようとするもので、改正条例の施行は公布の日としています。条例第23条第2項において、期末手当の支給割合を現行100分の130から、100分の125に改正しようとするものであります。同条第3項では、再任用職員に関する支給割合を規定していますが、一般職と同様の改正であります。

1枚めくっていただき、第2条改正であります。令和3年以降の6月及び12月支給の期末手当の支給割合を改正しようとするもので、改正条例の施行日は、令和3年4月1日としています。条例第23条第2項及び第3項において、第1条改正で改めます期末手当の支給割合100分の125から100分の127.5に、改正しようとするものであります。第1条改正及び第2条改正により、令和2年度では、12月支給分で100分の5を引き下げ、令和3年4月以降では、6月、12月それぞれの支給割合を100分の2.5引き下げ、年間では100分の5を

引き下げるものであります。

このあとの議案につきましても、2条構成での改正条文は同様の理由でございます。

次に、議案第1号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。新旧対照表をお願い致します。

第1条改正は、条例第6条第2項において、期末手当の支給割合を現行100分の130から、100分の125に改正しようとするものであります。

1枚めくっていただき、第2条改正であります。条例第6条第2項において、第1条改正で改めます期末手当の支給割合100分の125から100分の127.5に改正しようとするものであります。令和2年度、令和3年度以降の支給割合の引き下げ率は、一般職と同様であります。

次に議案第3号、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。新旧対照表をお願い致します。

第1条改正は、条例第3条において、特別職の期末手当の支給割合に関しては、一般職の職員の7級を例に、読み替え規定としていますが、一般職の支給割合の引き下げに伴い、同様の改正を行おうとするものであります。現行100分の225から6月支給は現行どおり、12月支給は100分の220に改正しようとするものであります。

1枚めくっていただき、第2条改正であります。条例第3条において、第1条改正で改めます期末手当の支給割合、6月支給の100分の225、12月支給の100分の220をそれぞれ100分の222.5に改正しようとするものであります。

次に議案第4号及び議案第5号は、会計年度任用職員に係る期末手当の支給割合に関する改正であります。一般職の支給割合に準じ改正を行おうとするものですが、千葉県人事委員会の勧告では、会計年度任用職員を対象としていないことから、改正後の支給割合は、令和3年度の6月及び12月支給からとするものであります。

それでは議案第4号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。新旧対照表をお願い致します。

第8条第1項第2号において、6月及び12月支給の期末手当の支給割合に関し、現行100分の130を100分の127.5に改正しようとするものであります。本改正は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

次に議案第5号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。新旧対照表をお願い致します。

第1条改正は、本年12月1日から施行しようとするもので、条例第16条において給与条例第23条の規定、すなわち一般職の職員の規定の例によるとする現行規定に、改正案の下線部を読み替え規定として追加する改正であります。この改正により、本年12月支給の期末手当の支給割合は、現行どおり100分の130となります。

1枚めくっていただき、第2条改正であります。令和3年4月1日から施行しようとするも

のであります。条例第16条において、第1条改正で改めます期末手当の支給割合の読み替え規定を削除する改正であります。この改正により、令和3年4月以降の期末手当の支給割合を、一般職と同様に改めるものであります。

以上で議案第1号から議案第5号までの説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

質疑、討論、採決は、議案の順序に従い、議案ごとに行います。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

議案第1号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。

質疑はありませんか。

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

議案第2号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。

ありませんか。

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（青木悦子）

1番、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

私は反対の立場から討論します。

昨年の台風災害の際にも、このコロナ禍でも役場の職員の方々、町の職員の方々は、通常業務のほかに様々な業務が重なり、定時に退勤することは困難な状態と聞いています。

コロナ禍で全国的に失業者も増えている問題もありますが、公務員給与の引き下げをすることは、年金受給者や民間企業の賃金水準にも波及するものです。公務員給与が下がっているという事実が、民間企業の賃金水準に波及すれば、公務と民間の際限のない賃下げの悪循環をもたらしかねないものです。

公務員労働者の生活を守る立場からも、国民全体の所得の向上を目指す立場からも、このような賃金抑制を容認することはできません。以上で反対討論を終わります。

○議長（青木悦子）

賛成討論はありますか。

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手 多数]

○議長（青木悦子）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

議案第3号、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（青木悦子）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

議案第4号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（青木悦子）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

議案第5号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願いします。

質疑はありませんか。

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（青木悦子）

挙手多数。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

議案第6号、財産の取得について、テレワーク関連機器一式を議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第6号、財産の取得についてご説明致します。

取得する物品は、テレワーク関連機器一式であります。取得金額は1160万5千円。契約の相手方は、千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地、幕張テクノガーデンビルD棟13階、東日本電信電話株式会社、取締役 千葉事業部長、境麻千子、契約の方法は、指名競争入札によるものでございます。

予定価格が1千万円以上でありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（青木悦子）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了致しました。

よって令和2年第6回鋸南町議会臨時会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 0 時 2 4 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2年12月21日

議 会 議 長 青 木 悦 子

署 名 議 員 早 川 正 也

署 名 議 員 笹 生 正 己